

事業譲渡契約書

蘭越町(以下「甲」という。)と有限会社 JRTトレーディング(以下「乙」という。)とは、甲から乙へのチセヌプリスキー場の事業譲渡につき次のとおり契約を締結する。

(目的・譲渡日)

第1条 甲は乙に対し、平成28年11月30日(以下「譲渡日」という。)をもって、甲のチセヌプリスキー場の事業の全部を譲渡する。

(譲渡物件)

- 第2条 前条により譲渡すべき資産は、次に挙げる資産及びチセヌプリスキー場の運営に必要な一切の資産(以下「譲渡資産」という)とする。
 - (1) 高速リフト関連施設 一式 1,169.69m
 - (2) 駅舎(山頂·山麓) 24.34 m²
 - (3) 休憩舎 1棟 194.40㎡
 - (4) 格納庫 1棟 317.61m²
 - (5) 賃借権

所在·林班 蘭越町字湯里680-1、680-3、680-9 (道有林後志管理区171林班)

地目

山林

数量 286, 424. 13㎡

2 甲は、譲渡日現在甲が当事者となっている、北海道との賃貸借契約(以下、「本 承継契約」という。)について、甲の契約上の地位及びこれに基づく権利義務の一 切を乙に移転し、乙はこれを承継する。

(譲渡代金及びその支払)

- 第3条 譲渡代金は、金10,000,000円とする。
- 2 乙は、前項の代金を平成28年11月30日までに、下記口座に振り込む方法により、支払うこととする。

北海信用金庫 蘭越支店

口座番号 別段 7500

口座名義人 蘭越町会計管理者

(本承継契約の賃借人の地位の移転)

第4条 甲及び乙は、相互に協力して、譲渡日までに、本承継契約における賃借権譲 渡について、北海道からの承認を得るよう努めるものとする。また、平成29年4 月1日以降は、乙と北海道が当事者となって賃貸借契約を締結することとする。 (所有権の移転及び物件の引渡し)

- 第5条 第2条1項の譲渡資産の所有権は、乙が第3条の代金の支払を完了したとき に、甲から乙に移転するものとする。
- 2 第2条1項の譲渡資産は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に 対し現状のまま引渡しがあったものとする。
- 3 第2条2項の本承継契約について、契約書類等は、乙が第3条の代金の支払を完了した後に、甲が乙に引き渡すものとする。

(所有権の移転登記)

第6条 乙は、前条第1項の規定により第2条1号乃至4号の所有権が移転した後、 速やかに保存登記を行うものとする。甲は、第2条1号乃至4号の各物件について、 甲が保有する建築時の資料(図面等)を乙に提供するものとする。2 前項の保存 登記に要する費用は、乙の負担とする。

(瑕疵担保責任)

- 第7条 甲は、この物件に隠れた瑕疵があっても、その責を負わないものとする。
- 2 水道管・ガス管・電線管・電柱・空中線・排水など、この物件に関連する事項は 現状のまま引渡しを行い、その後に発生した事項は、乙において責任をもって処理 し、甲はその責を負わないものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催促しないでこの契 約を解除することができる。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(公租公課等の負担)

- 第10条 譲渡財産に対する公租公課は、発生した時点から乙が負担するものとする。
- 2 譲渡資産にかかる保険料等は日割り計算により、譲渡日の前日までは甲の、譲渡日以降は乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第11条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、札幌地方裁判所岩内支部を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定等)

第12条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定め のない事項については、信義に従い誠実に甲乙協議して決定する。



この契約を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年10月28日

甲 磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5 蘭越町 蘭越町長 宮谷内 留雄

ご 虻田郡ニセコ町字東山24番地3有限会社JRTトレーディング取締役 カナハン・クレイトン・アンソージ

